

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 半兵衛麴
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>既に、NTTをはじめとする通信事業者の努力により、採算エリアにおいては、競合する事業者による光サービスの提供が、料金が安くなってきたことも含め進展している状況にあることは評価しています。</p> <p>一方、光未整備エリアにおいては、NTTのような信頼性の高い事業者に担ってもらうのが良いと思っておりますが、NTTのみにサービス提供義務を課すならば、公正競争の観点からも配慮が必要であると思えますし、撤退や料金値上げなどの不安定要素を排除するため、参入にあたって、事業者への支援や補償の制度を設けるなど、安定的なサービスの提供を保障する環境が整えられなければいけないと考えています。</p> <p>また、残り10%の整備にあたり、技術的には既に、固定の光サービスにこだわる時代ではなく、携帯や無線データ端末などを併用した代替手段がいくつか考えられるのではないかと考えています。それぞれの未整備エリアの状況を見ながら、コストなどの効率性を勘案して、柔軟に検討していくべきではないでしょうか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用普及率が向上しない理由にはさまざまな要因があると思えます。</p> <p>事業所・企業の利用においては、自社の事業システムの高度化、ICT化計画に適したサービスが不足している問題、個人の利用においては、固定と携帯・無線サービスとの融合に伴う新しいサービスの普及が停滞している問題、政府・自治体においては、医療や行政分野における電子化のルール作りや環境整備が遅れている問題などが要因として考えられます。</p> <p>利用普及率を向上させるためには、こうした技術競争や規制緩和を促進し、クラウドなどの発展・普及を促すこと、また、携帯端末のオープン化や、固定と無線の融合など、利用者目線での利便性の向上を図ることで、固定、無線を問わず、超高速ブロードバンドのメリットを実用面から訴求することが重要ではないでしょうか。</p> <p>NTTの組織形態を見直し、アクセス網整備主体とサービス提供主体の分離をはかろうとする取組みは、利用率向上には直接関係ないことであり、ただコストと時間を費やすのみで、必要ないと感じます。</p>